

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社では、経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底した経営を行うため、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を充実させていくことを基本方針と考えております。コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるためには、企業環境の変化に迅速に対応できる組織体制、および公正で透明性のある株主重視の経営システムを構築し維持していくことが必要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳】

当社は、株主構成における機関投資家や海外投資家の比率も踏まえ、議決権電子投票制度及び議決権電子行使プラットフォーム等の利用について、来期以降対応していく予定です。

また、招集通知の英訳についても、当社の株式に係る外国人(法人及び個人)の持株数比率が20%以上となった段階で、その要否について検討を進めてまいります。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人の評価基準の策定、専門性の確認】

()外部会計監査人候補の評価に関する明確かつ詳細な判断基準項目は策定しておりませんが、今後、各種ガイドライン等を参考に監査等委員会等にて協議する予定です。

()「会計監査人の評価に関する基準」に基づき、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である新日本有限責任監査法人は、独立性・専門性共に問題はないものと認識しております。

【補充原則4-1-2 中長期経営計画の実現への努力と未達時対応】

当社グループでは、2015年12月期から2017年12月期までの3ヶ年における中期経営計画を策定しております。その中で、2017年12月期の業績目標として、売上高17,985百万円、経常利益1,500百万円を目指しておりました。

当該中期経営計画については、2017年の決算説明資料において、その目標達成状況の報告及びその原因分析を行った上で、当社ホームページ及び決算説明会を通じて、説明を実施いたしました。

次期以降の中期経営計画については、2017年12月期において「Kadence 社における株式譲渡契約に基づく株式取得対価の追加支払いによるのれん償却費、減損損失の計上」及び「リサーチ事業の連結子会社におけるのれんの減損損失の計上」等の特殊要因が発生したことに加えて、国内リサーチ事業における足元の成長力回復が必要な状況となったため、足元の業績回復状況を確認した上で、改めて成長戦略を策定し、2018年夏頃に開示する予定としております。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

当社は、後継者の計画を重大な問題点と考えており、今後取締役会及び経営会議を通じてグループ全体として適切に計画を立案し、実行していきたいと考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、監査等委員会への移行を踏まえ、社外取締役が各取締役に対して必要に応じて、取締役会の実効性について評価・指導をしております。

上記の結果の概要についての開示については、今後検討してまいります。

【原則4-14 取締役のトレーニング】

当社では、就任時において、役員として十分な知識、経験などを有した者が就任しており、一般的に必要な知識についてのトレーニングの機会は今現状設けておりませんが、各取締役はその他必要に応じて外部の研修会等に参加できるようにしており、その際の費用負担については、会社負担で実施しております。

【補充原則4-14 -2 取締役に対するトレーニング方針の開示】

当社では、就任時においては、役員として十分な知識、経験などを有した者が就任しており、特別なトレーニングは現状実施しておりませんが、今後必要に応じて定期的なトレーニングを含めて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社の政策保有に関する方針及びその議決権行使についての基準は以下のとおりです。

・ 政策保有に関する方針

上場株式を保有しないことを原則といたしますが、業務提携その他経営上の合理的な目的に基づき保有する場合には、その目的に応じた保有であることを定期的に確認いたします。

・ 政策保有株式に係る議決権の行使についての基準

政策保有株式に係る議決権行使については個別に判断いたしますが、対象会社の企業価値を毀損するおそれがある議案については特に留意して判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との間で重要な取引が発生する場合、法令や社内規程に基づき、必要に応じて取締役会で決議し、当該取引の実施を決定しております。関連当事者との取引に係る条件については、外部の専門家の意見を踏まえ、市場価格を勘案した一般的な取引と同等の条件としております。また、関連当事者との重要な取引について、その概要を有価証券報告書等において開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- ()企業理念、中期経営計画等を当社ウェブサイト及び決算説明資料等に掲載しております。
 - ()コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
 - ()監査等委員である取締役を除く取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議によるそれぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。
 - ()取締役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、当社の企業理念に基づき、当社の現在の事業規模やステージに鑑みて、管掌部門の課題を的確に把握し、他の役職員と協力して課題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行うこととしております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。
- なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。
- ()社外取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社取締役会は、法令、定款により取締役会が決定すべき定められた事項のほか、取締役会が判断すべき当社並びにグループ各社の重要事項を「取締役会規程」に明確に定めております。

あわせて、取締役会のほか、代表取締役社長兼CEO、取締役CFO、業務担当役員、部長等の決裁事項については、「職務権限規程」に明確に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、東京証券取引所が定める要件を基準として、役員の独立性を判断しており、独立社外取締役3名が取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見をすることで、業務執行に対する実効性の高い監督体制を確保しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める要件を基準として、役員の独立性を判断しております。

社外取締役3名を独立役員として選任しており、各独立役員には、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく独立性を維持しております。

社外取締役については、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、かつ幅広い識見をもった人材を候補者として選定しております。

【補充原則4-1-1-1 取締役の選任に関する方針・手続】

当社における取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方は、3-1()に記載の通りです。

当社は、取締役会の員数の上限を12名以内(監査等委員である取締役を除く取締役8名以内、監査等委員である取締役4名以内)と定めておりますが、現在の事業規模・管掌範囲などを考慮して、9名の取締役(現在は監査等委員である取締役3名を含む)を選任しております。

【補充原則4-1-1-2 取締役の兼任状況】

当社の取締役の兼任状況については、有価証券報告書、株主総会招集通知、コーポレートガバナンスに関する報告書などにより開示しております。

当社は、取締役が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めております。

当社は、形式的な兼任数だけでなく、実質的に取締役として期待される役割、責任を適切に果たすことができるか否かを基準としております。

代表取締役社長兼CEO及び、監査等委員である社外取締役3名のうち2名が他の上場会社の社外取締役を兼任していますが、取締役としての職務執行に影響はなく、その他の取締役は、当社グループ以外の役員は兼任しておらず、当社に対してその期待される役割、責務を適切に果たす十分な時間を確保できる体制となっております。

【補充原則4-1-1-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】のとおりです。

【補充原則4-1-4-2 取締役に対するトレーニング方針の開示】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】のとおりです。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR管掌取締役を選任するとともに、グループ経営戦略部をIR担当部署としております。株主・投資家に対しては、決算説明会を原則半期に一回開催するとともに、都度、個別取材等に対応する方針とし、実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
五十嵐 幹	8,216,500	42.07
株式会社VOYAGE GROUP	2,580,000	13.21
人見 茂樹	751,200	3.85
吉岡 裕之	500,000	2.56
株式会社電通マクロミルインサイト	480,000	2.46

株式会社ビデオリサーチ	480,000	2.46
五十嵐 史子	390,000	2.00
株式会社SBI証券	279,100	1.43
五十嵐 友子	210,000	1.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	176,400	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
内田 輝紀	弁護士													
田原 泰明	他の会社の出身者													
成松 淳	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田 輝紀			大蔵省(現財務省)の出身であり、退官後は財団法人や民間企業の大蔵省に就いておりました。	大蔵省(現財務省)における長年の業務経験、経営者としての豊富な経験、弁護士としての幅広い識見から、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断し、選任しております。
田原 泰明			川崎製鉄株式会社(現JFEスチール株式会社)の出身であります。	経理財務分野における長年の業務経験による豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断し、選任しております。
成松 淳			監査法人出身であり、その後民間企業の大蔵省に就いておりました。	公認会計士としての専門的な知識、長年の経理財務分野での業務経験による高い識見を有しているため当社の社外取締役に適任であると総合的に判断し、選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得る。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(担当者3名)で行なわれており、業務の効率性や、各種規程、業務分掌による内部牽制制度、財務報告に係る内部統制システム、コンプライアンスの観点から、各部署の業務についての業務監査及び内部統制評価を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告を行うとともに、効果的な監査を行うために監査等委員会と随時情報共有し連携する方針であり、被監査部門に対しては、監査結果、また、改善を要する事項についての指摘を行い、改善の実施状況を定期的に報告させることとし、実効性の高い監査の実現に努めております。

また、当社の監査等委員は、取締役会に出席するとともに、業務監査、各種法定書類等の閲覧及び確認を通じ、経営全般に関する適法性・適正性の監査を行っております。当社では、監査等委員会による監査等委員会を原則として毎月1回開催し、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果について適宜協議を行っております。

なお、内部監査室長と監査等委員、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行い、監査の継続的な改善に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績目標達成の意欲の向上及び企業価値の向上による株価の上昇をより高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与者のうち、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、当社グループの業績目標達成の意欲の向上及び企業価値の向上による株価の上昇をより高めることを目的として、業績目標の達成条件及び一定の株価水準を下回る場合、本新株予約権は消滅するという条件付きで有償ストックオプションを付与しております。

また、当社取締役に対して行使価額を基準として当社株価が一定値まで下落した場合には、新株予約権の権利行使を義務付ける有償ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円を超える者はありませんが、事業報告書および有価証券報告書において役員区分ごとの開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員である取締役を除く取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議によるそれぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートに関しましては、法務コンプライアンス部が担当いたします。取締役会開催案内、当該資料の事前送付を行う等連絡を密に取り合っており、意思の疎通を図ります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社取締役会は、監査等委員である取締役を除く取締役6名および全員が社外取締役の監査等委員である取締役(以下では監査等委員という)3名によって構成されており、原則として毎月1回開催するとともに、臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会においては、経営の基本方針、法令や規程で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定が行われております。

監査等委員会は3名の社外取締役によって構成されており、今後、独立かつ客観的な立場から経営監視を行う方針です。また、内部監査室から内部監査の実施状況とその結果報告を受けるとともに、必要に応じて当社及びグループ会社の取締役、業務執行部門に対して報告を求めることができる体制といたしました。

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(担当者3名)で行なわれており、業務の効率性や、各種規程、業務分掌による内部牽制制度、財務報告に係る内部統制システム、コンプライアンスの観点から、各部署の業務についての業務監査及び内部統制評価を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告を行うとともに、効果的な監査を行うために監査等委員会と随時情報共有し連携する方針であり、被監査部門に対しては、監査結果、また、改善を要する事項についての指摘を行い、改善の実施状況を定期的に報告させることとし、実効性の高い監査の実現に努めております。

役員候補者の指名については、当社の企業理念に基づき、当社の現在の事業規模やステージに鑑みて、管掌部門の課題を的確に把握し、他の役職員と協力して課題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、候補者として取締役会で決定した後、株主総会に諮ります。

監査等委員である取締役を除く取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議によるそれぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業内容及び企業規模に鑑み、執行機能と管理監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載の経営体制により適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能と考え、現状の体制を採用いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より2営業前に招集通知を発送いたしました。今後につきましては可能な限り早期発送に努めます。なお、招集通知の記載内容については、その発送日の1週間前に、東京証券取引所のウェブサイト及び当社のウェブサイトにより速やかに公表しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の説明会を開催する予定です。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR資料のホームページ掲載については、決算情報、決算情報以外の適時開示情報、決算説明資料、株主総会招集通知等を、以下のURLで掲載いたします。 URL: https://www.cm-group.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ経営戦略部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。ステークホルダーとの協働を実現するために、その基本理念を行動規範及び企業理念に定め、各ステークホルダーに対する基本姿勢を明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業行動憲章において、当社は広く社会に有用な存在であり社会的責任を果たすことを規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーに対し、迅速、正確、公平、継続を基本に金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則(以下「適時開示規則」という)を遵守し、情報提供に努め、また適時開示規則には該当しないその他の情報につきましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法により迅速、正確かつ公平な開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 企業価値の向上と、社会の一員として広く社会から信頼される企業となるため、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範等を遵守し、公正で高い倫理観に基づいて行動をする企業風土を構築するため、コンプライアンス体制を確立する。
- (b) 法令・定款及び社会規範等の遵守体制の実効性を確保し、定着と運用の徹底を図るため、研修等により必要な啓蒙・教育活動を推進するものとする。
- (c) 法令・定款及び社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、内部通報制度を設け、効果的な運用を図る。
- (d) 反社会的勢力に対しては一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門家との連携に努め、組織全体として毅然として排除する体制を整備する。
- (e) 財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために、有効かつ実効的な内部体制が確保されるような体制の整備を行う。
- (f) 内部監査室は、各部門の業務執行状況及びコンプライアンスの状況等につき定期的に監査を実施し、代表取締役社長に報告を行うとともに、効果的な監査を行うために、監査等委員会と随時情報共有し、連携する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「情報文書管理規程」「文書保存・処分規程」等に基づき、適切に管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体の事業活動上のリスクを適正に管理する体制を構築することにより、リスクの軽減を図る。
- (b) 不測の事態が生じた場合には、情報開示を含めた迅速な危機管理対策が実施できる対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
- (c) 経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、取締役会等において十分に議論を尽くし、かつ必要に応じ外部専門家等の意見を聴取し、意思決定を行う。
- (d) 内部監査室は、各部門のリスク管理体制の状況等につき定期的に監査を実施し、代表取締役社長に報告を行うとともに、効果的な監査を行うために、監査等委員会と随時情報共有し、連携する。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、職務執行の状況を監督する。
- (b) 取締役及び使用人の業務分掌及び職務権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

ホ. 当社及びその関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 「関係会社管理規程」に基づき、当社関係会社を管掌する部門長を置き、関係会社の業務執行状況を監視・監督する。
- (b) 関係会社の経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告するものとする。
- (c) 関係会社代表は、定期的に会社の運営状況について当社に報告するとともに、グループ間の情報共有・意思疎通を図る。
- (d) 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき関係会社の監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、効果的な監査を行うために、監査等委員会と随時情報共有し、連携する。

ヘ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会事務局を置き、監査等委員会の求めに応じて監査等委員の職務を補助する。

ト. 使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得る。

チ. 監査等委員会の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局の使用人は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、監査等委員である取締役を除く取締役、当社の役職員及び当社グループ会社の役職員からの指示、命令を受けない。

リ. 当社の取締役、使用人、関係会社の取締役、監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告者が報告したことを理由にして不利な取扱を受けないことを確保するための体制

- (a) 当社及び関係会社の取締役及び使用人ならびに関係会社の監査役は、当社及び関係会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の諸問題や、著しく損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
- (b) 前号の報告者に対しては、報告したことを理由として不利な取扱を行わないことを「内部通報制度運用規程」に定め、その旨を当社関係会社役員に周知徹底する。

ヌ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る）について生じる費用の前払い又は支払い等の請求をしたときは、速やかに処理するものとする。

ル. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員と代表取締役社長及び他の取締役との間で、意見交換を適宜に開催する。
- (b) 監査等委員及び内部監査室は、会計監査人を交えての情報交換等の連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりあいを持たない旨を「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対策規程」に定めており、不正な取引の強要は断固これを拒否する。
- (b) 当社では、反社会的勢力への対応に関する統括部署を法務コンプライアンス部としており、万が一反社会的勢力等から不当要求等、直接、間

接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察署等の関係行政機関、顧問弁護士と連携して対応し、適切な対応がとれる体制を構築している。
(c)新規取引先との取引開始にあたっては、外部調査機関の活用や既存取引先からの情報収集等を行い、必ず事前調査を行っている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

